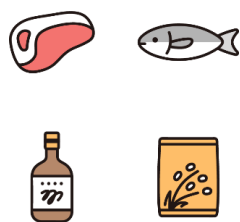


6次産業化の補助金を活用してみませんか？



日向の農林水産物
を使って



アイデアを加工品にして



売上アップ！



補助対象者

- ①農林漁業者等で本市に居住、又は所在している
- ②市税等の滞納がない方
- ③暴力団又は暴力団関係者に該当しない方

事業期間

令和6年度内
(令和7年3月31日までに
事業が完了するものに限る)

補助額

- ①機器設備等整備
補助対象経費の3分の1
※上限30万円
- ②商品開発及び販路拡大
補助対象経費の2分の1
※上限20万円

主な対象経費

補助対象経費	内 容
機器及び設備等費	機器・設備等の購入・設置に必要な経費。
使用料・賃借料	加工機器・設備等のリース・レンタル、会議室の使用や借上げ
消耗品費	事務用品、試食用資材（紙皿、楊枝、調味料等）、包装資材等の消耗資材・用具、加工食品の原材料等
印刷製本費	パンフレット等の商品P R資料、レシピ、アンケート用紙等の印刷やポスター等の作成
広告宣伝費	展示会等の出展料や会場装飾費、商品P Rの広告等
委託費	特殊な知識等が必要なため第三者に委託する費用 分析・試験・加工等を行うために必要な経費
謝金	専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供等を行った人又は組織に対する謝礼に必要な経費。
旅費	事業実施主体が行う各種活動の実施に必要な旅行に要する交通費、宿泊費などの経費。（宿泊を伴う研修は対象外）
その他市長が必要と認める経費	輸送料、通信費、送金手数料、文献・資料等購入費、特許・実用新案等の出願費・許諾費など

お問い合わせ先

日向市役所
ふるさと物産振興課

電話：0982-66-1028
MAIL:bussan@hyugacity.jp